

# 参考

## 保育料階層別区分表

日高市

区分 階層	保育料算定する場合の定義	教育標準時間の額 (月額)
1	被保護者 (子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「政令」という。)に規定する被保護者)	0
2	市町村民税所得割非課税世帯又は養育里親等 (1階層を除き、政令に規定する「市町村民税の所得割を課されない者」の世帯又は政令に規定する養育里親等)	3,000
3	市町村民税所得割課税世帯 (1階層及び2階層を除き、政令に規定する「市町村民税の所得割の額を合算した額」次の区分に該当する世帯)	77,101円未満 15,400
4		77,101円以上211,201円未満 19,600
5		211,201円以上 24,600

### 備考

- 1 階層区分の判定において、政令の規定による市町村民税の取扱いを行う際は、特定教育・保育等のあった月の属する年度(その月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の市町村民税を用いるものとする。
- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあった月において要保護者等(政令第4条第4項に規定する要保護者等をいう。)に該当するときは、次の各号に掲げる階層区分の保育料の金額又は利用者負担額は、それぞれ当該各号に掲げる額とする。
  - (1) 第2階層 0円
  - (2) 第3階層 この表の第3階層に対応する金額から1,000円を減じた額

## <複数の子どもがいる世帯の特例>

幼稚園等利用小学校就学前子ども又は小学校第3学年修了前子どもが同一世帯に2人以上いる場合の支給認定子どもに係る保育料の金額又は利用者負担額は、次に定める額とします。

- (1) 小学校第3学年修了前子ども及び幼稚園等利用小学校就学前子どものうち、年齢の高い順が2番目の子どもである教育認定子ども この表に定める額に100分の50を乗じて得た額
- (2) 小学校第3学年修了前子ども及び幼稚園等利用小学校就学前子どものうち、年齢の高い順が3番目以降の子どもである教育認定子ども 0円
- (3) 幼稚園等利用小学校就学前子どものうち、年齢の高い順が2番目の子どもである保育認定子ども この表に定める額に100分の50を乗じて得た額
- (4) 幼稚園等利用小学校就学前子どものうち、年齢の高い順が3番目以降の子どもである保育認定子ども 0円

上記(3)及び(4)は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第28条第1項第2号に規定する特別利用保育又は同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育を利用する場合です。

## <用語等の説明>

- 1 この表は、認定こども園（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもが利用する場合に限る。）及び幼稚園の利用に係る利用者負担額（この表においては、「保育料」を「利用者負担額」と読み替えるものとします。）の金額の表です。  
なお、次に掲げる区分の利用の場合には、この表の利用者負担額を適用します。
  - (1) 都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所又は他市町村が設置する保育所（子ども・子育て支援法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育を利用する場合に限る。）
  - (2) 特定地域型保育事業者（子ども・子育て支援法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育を利用する場合に限る。）
- 2 この表の第1階層の「被保護者」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいいます。
- 3 この表の第2階層の「養育里親等」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいいます。
- 4 この表の第3階層から第5階層までの階層における「市町村民税の所得割を合算した額」とは、支給認定保護者（子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。）及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の政令で定める規定による控除されるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額をいいます。  
なお、上記の「同法第328条の規定によって課する所得割」とは、退職所得等に係る所得割のことです。また、「同法附則第5条の4第6項その他の政令で定める規定による控除されるべき金額」とは、主に寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除、配当控除及び住宅借入金等特別税額控除の金額のことです。
- 5 この表の備考2における「政令第4条第4項に規定する要保護者等」とは、次の者をいいます。
  - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（政令第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
  - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）
  - (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
  - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
  - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
  - (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）
  - (7) その他市町村の長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認め
- 6 <複数の子どもがいる世帯の特例>の文中の「幼稚園等利用小学校就学前子ども」とは、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍し、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受け、又は同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けている小学校就学前子どもをいい、「小学校第3学年修了前子ども」とは、小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもをいいます。また、「教育認定子ども」は子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども、「保育認定子ども」は、同項第2号及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どものことです。